

# いわき市と関わりのある事業者等の皆様へ ～市職員の倫理保持にご協力ください～



いわき市では、令和8年4月1日からいわき市職員倫理条例・規則を施行します。これにより、**市職員が「利害関係のある事業者等」の皆様との間で、下記の行為を行うことを禁止**し、その徹底を図ります。

市職員は今後も襟を正してまいりますので、事業者等の皆様におかれましても、市職員の倫理保持にご理解とご協力をお願いいたします。

## ❌ 金銭、物品等の贈与を受けること

※ せん別、祝儀、香典、供花等の贈与を受けることも原則禁止します。

## ❌ 供応接待を受けること

※ 飲食のほか、スポーツ観戦等への招待を受けることも禁止します。

※ 割り勘と一緒に飲食することは、禁止しません。

- ・ 市職員が自身の飲食の費用を確認するため、領収書等により会食の総額を確認する場合があります。ご協力をお願いいたします。

## ❌ 無償で物品等の貸付け・サービスの提供を受けること

※ タクシーやハイヤーで送迎してもらうことや、事業者の社用車でであっても、市職員だけ特別に送迎してもらうことを禁止します。

## ❌ 金銭の貸付けを受けること

※ 金融機関から一般の顧客として貸付けを受ける場合を除き、禁止します。

## ❌ 未公開株式を譲り受けること

※ 有償・無償を問わず禁止します。

## ❌ とともに旅行をすること

※ 公務の場合を除き、原則禁止します。

禁止行為の例外として認められる場合もありますので、ご不明な場合は、裏面のお問い合わせ先にご連絡ください。

事業者等の皆様が市職員の「利害関係者」に該当するかどうかは裏面をご覧ください。



# あなたは市職員の「利害関係者」に当たりますか？

市職員が次の職務を行う際に、あなたがその職務の相手方となる場合、その市職員にとって、あなたは「利害関係者」に当たります。

- ✓ 許認可等や補助金等の交付
- ✓ 契約事務、指定管理者事務
- ✓ 不利益処分や行政指導
- ✓ 立入検査又は監査

(注) 利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は、原則として利害関係者として取り扱われます。

該当

利害関係者に当たります！

表面の禁止行為にご注意を！  
職員が禁止行為を行った場合は、懲戒  
処分等の対象となるおそれがあります

該当しない

あなたは、利害関係者には当たりません。

しかし、これらの職務を行っていない市職員に対し、繰り返し接待をするなど「社会通念上相当と認められる程度」を超えて、利益供与をした場合、**その市職員**は、倫理規則に違反したとして**懲戒処分等の対象となるおそれ**があります。

「社会通念上相当と認められる程度」かどうかは、次の点を総合的に勘案して判断します。

- 利益供与を受けることに相当の理由があるか
- 市職員だけ供応接待を受けていないか
- 金額が高すぎないか
- 利益供与を繰り返し受けていないか

## お問い合わせ先

「利害関係者に当たるか」「社会通念上相当と認められる程度か」など判断に迷う場合は、**事務事業の担当（相手方職員）**にご連絡ください。